

## PPAサービス料金表

サービス料金は、電力量料金からお客様と当社で合意した割引率を乗じた金額を差し引いて、PPA運用費を加減算した金額といたします。

### (1) 電力量料金

電力量料金は、1月の自家消費電力量に応じて、次のとおり算定した金額とします。ただし、お客様が、当社と本契約に基づき本サービスの提供を受けている需要について、当社と電気需給契約（以下「本電気需給契約」といいます。）を締結している場合、料金適用上の電力量区分については、本電気需給契約の契約種別の区分に応じて、本電気需給契約に基づく当該月の使用電力量を初期値として、自家消費電力量に適用するものとします。

#### ア 従量電灯

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円70銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	25円67銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円19銭

#### イ 低圧電力

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円84銭	15円29銭

低圧電力の季節区分は、次のとおりといたします。

ア 夏季 每年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

イ その他季 每年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

### (2) PPA運用費

PPA運用費は、別表1で算定されるPPA運用費Ⅰに、別表2で算定されるPPA運用費Ⅱを加算した金額とします。

### (3) 日割計算

電力量料金およびPPA運用費は、日割計算の対象となる期間ごとの自家消費電力量に応じて算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表3（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。この場合も、お客様が、当社と本電気需給契約を締結している場合、料金適用上の電力量区分については、本電気需給契約の契約種別の区分に応じて、本

電気需給契約に基づく当該月の使用電力量を初期値として、自家消費電力量に適用するものとします。

## 別 表

### 1 P P A 運用費 I

#### (1) P P A 運用費 I の算定

イ 平均燃料価格原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。平均燃料価格= $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

$A$ =各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$B$ =各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

$C$ =各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0275$

$\beta = 0.4792$

$\gamma = 0.4275$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### ロ P P A 運用費 I 単価

P P A 運用費 I 単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、その単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

#### ハ P P A 運用費 I 単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された P P A 運用費 I 単価は、その平均燃料価格算定期間に応する次の P P A 運用費 I 単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	P P A 運用費 I 単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間

毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

## 二 PPA運用費 I

PPA運用費 I は、その1月の自家消費電力量によりによって算定された PPA運用費 I 単価を適用して算定いたします。

### （2）基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23銭3厘
------------	-------

## 2 PPA運用費 II

### （1）PPA運用費 II 単価

PPA運用費 II 単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めた金額と同額といたします。ただし、PPA運用費 II は、これら単価及び金額を参照したものにすぎず、再生可能エネルギー発電促進賦課金ではありません。

### （2）PPA運用費 II の適用

（1）に定める PPA運用費 II 単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

### （3）PPA運用費 II の算定

PPA運用費 II は、その1月の自家消費の使用電力量に（1）に定める PPA運用費 II 単価を適用して算定いたします。

なお、PPA運用費 II の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

## 3 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

（1）料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) 電気の供給を開始し、または本契約が消滅した場合の（1）にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前の当社の定める検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 本契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客様にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。